

住宅耐震診断・耐震改修、ブロック塀の安全対策の補助について

市ホームページ内で「木造住宅」「ブロック塀」を検索

※申請書類の提出が必要です。下記のほかにも補助要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【耐震診断支援事業】 専門的知識のある耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

対象住宅	市内にあり現在居住している地上2階以下の木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月以降に増改築されていないもの(原則、延べ床面積が200㎡以下)		
診断費用	1戸あたり自己負担11,000円 ※診断費用147,000円のうち、136,000円を国、県、市で負担(延べ床面積が200㎡を超える場合は申請者の割増負担あり)		
募集期間	7月1日(木)～9月30日(木)	募集戸数	8戸(先着順)

【耐震改修支援事業】 耐震改修工事などを行う場合に、工事費用の一部について補助金を交付します。

対象住宅	市内にあり現在居住している自己所有の住宅で、耐震診断支援事業により上部構造評点が1.0未満と診断され、耐震診断後に増改築されていないもの		
補助対象工事	○青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断名簿に記載された者が、耐震改修計画を作成し、工事監理を行う耐震改修工事 ○対象住宅を除却し、同じ敷地内に新たな戸建て住宅を建築する工事		
補助額	工事費の23%(限度額838,000円)		
募集期間	7月1日(木)～9月30日(木)	募集戸数	1戸(先着順) ※診断との同時申請不可

【危険ブロック塀等安全対策支援事業】 安全対策工事費用の一部を補助します。

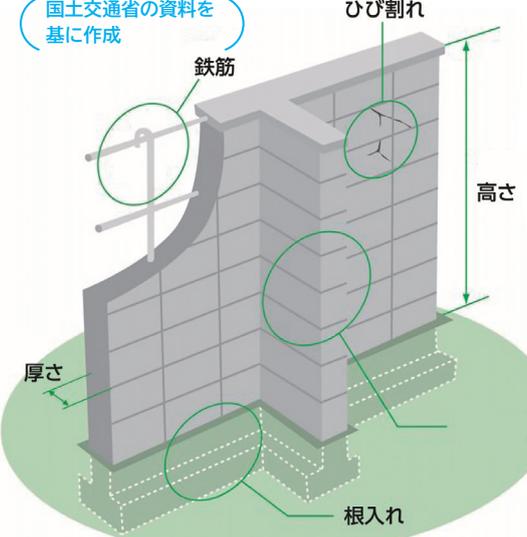
補助対象塀	八戸市地域防災計画または八戸市耐震改修促進計画に記載の避難路に面した高さ1m以上のブロック塀などで、下記のチェックポイントにおいて不適な項目があり、倒壊の危険性があると判断されたもの。 ※個人所有のものに限る。		
補助対象工事	既存のブロック塀などの耐震化のための改修・建て替え・除却工事		
補助額	対象工事費(総延長×15,000円/mが限度)の2/3 ※上限100,000円		
募集期間	7月1日(木)～	募集件数	8件程度(予算額に達した時点で終了)

ブロック塀などの安全確認をお願いします 市ホームページ内で「ブロック塀」を検索

■**ブロック塀などの所有者の皆さんへ** ブロック塀の倒壊による避難の支障や通行人などへの被害を未然に防止するため、適切に維持管理し、危険がある場合は対策を行いましょう。

■**ブロック塀の点検のチェックポイント** ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましよう。

(国土交通省の資料を基に作成)



塀は高すぎないか
塀の高さは地盤から2.2m以下か

塀は健全か
塀に傾き、ひび割れはないか

塀の厚さは十分か
塀の厚さは10cm以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)

控え壁はあるか(塀の高さが1.2m超の場合)
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか

基礎があるか
コンクリートの基礎があるか

専門家に相談しましよう

塀に鉄筋が入っているか
○塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されていて、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれか掛けされているか
○基礎の根入れ深さは30cm以上か(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合は別途定めあり

出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会2013.1より一部改変